

検査実施料新設のお知らせ

(管理番号:20-0060)
2020年05月 C-02

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、「保医発0513 第1号」により下記の検査項目に検査実施料
が新設されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載項目

項目	保険点数
SARS-CoV-2抗原検出	600点

▼ 詳細内容

検査項目	SARS-CoV-2抗原検出
保険点数	600点(150点×4回分)
判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査の25
備考	<p>SARS-CoV-2(新型コロナウイルスをいう。以下同じ。)抗原検出は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2抗原の検出(COVID-19(新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。))の診断又は診断の補助)を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19の患者であることが疑われる者に対しCOVID-19の診断を目的として行った場合に限り、「25」マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法)の所定点数4回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</p> <p>COVID-19の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。</p> <p>ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。</p> <p>なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</p>

■ 適用日

2020(R2)年 5月 13日(水)から適用